

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人 永光墓園

役員等報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第17条及び第33条の規定に基づき、公益財団法人永光墓園（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち月13日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

第3条 (報酬等の支給)

この法人は、役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬（月額）
 - (2) 非常勤役員 報酬（月額又は日額）
 - (3) 評議員 報酬（日額）
- 2 役員等には、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

第4条 (報酬の額の決定)

常勤役員の報酬は月額とし、別表1「常勤役員報酬表」に定める年度の総額及び1人当りの月額の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤役員のうち理事長及び専務理事の報酬は月額とし、別表2「非常勤役員等報酬表」に定める年度の総額及び1人当りの月額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 前項以外の非常勤役員の報酬は日額とし、別表2「非常勤役員等報酬表」に定める年度の総額及び1人当りの日額の範囲内で、理事会等への出席の都度、支給する。
- 4 評議員の報酬は日額とし、定款第17条に定める総額の範囲内で、別表2「非常勤役員等

報酬表」に定める1人当りの日額を評議員会への出席の都度、支給する。

第5条（報酬の支給方法）

常勤役員及び前条第2項の非常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等の支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程を準用する。

2 前条第3項の非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支給するものとする。

第6条（費用）

この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、事前に支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として必要な場合は通勤手当を支給することができるものとし、その計算方法は、職員給与規程に準じる。

第7条（公表）

この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

第9条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(別表1) 常勤役員報酬表[単位：円]

	報酬額	年度総額
理事長	500,000 (月額)	10,800,000
専務理事	400,000 (月額)	

(別表2) 非常勤役員等報酬表[単位：円]

	報酬額	年度総額
評議員	20,000 (日額)	500,000
理事 (理事長)	300,000 (月額)	3,600,000
理事 (専務理事)	240,000 (月額)	2,880,000
理事 (理事長及び 専務理事以外)	20,000 (日額)	400,000
監事	20,000 (日額)	400,000

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人 永光墓園 「理事報酬規程」（平成 19 年 3 月 21 日施行）は、移行の登記の日の前日をもって廃止する。
- 3 第 4 条第 1 項に定める常勤役員の月額報酬限度額の改正

附 則

第 3 条(2)、第 4 条第 2 項ないし第 4 項、第 5 条、別表 1 及び別表 2 の改正規定は、評議員会の議決があった日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（評議員会の議決 令和 4 年 6 月 7 日）